

いわゆる

「朝鮮式山城」について

永留久惠

外浅海の南岸にそり立つ黒瀬の
城山に、壮大な山城の遺構を初めて
見に行つたのは一九四八年（昭和二
年）五月であった。同年夏、東亜
考古学会の調査団を案内したとき、
「朝鮮式山城」という表現をはじめ
て知つたが、この調査の学術報告書
『対馬』には、「城山山城址」の項を
立て、遺構の状況を報じた末尾に次
のように記している。

これは一見、朝鮮式山城である
ことがわかる。山稜をとりかこ
んで、すこし下目に石壁をめぐ
らし、一つ乃至二つか三つの谷
を抱きこんだ形式は、高句麗の
城山の石垣と、忠清南道の三年山城

山城子山城（満州輯安県）、大城
子山城（平壤附近）、百濟の公山
城（公州）、扶蘇山城（扶余）、
新羅の南山城、明活山城、仙桃
山城（慶州）、任那の主山城（高
靈）、咸安山城（咸安）、牧馬山
城（昌寧）などにみられる。わ
が国でも筑前大野城、肥前櫻城
(基肄城)はそれである。

として、『日本書紀』の天智天皇四年
(六六五)条に、達率答体春初を遣
わして長門城を築かしめ、達率憶札
福留、達率四比福夫を遣わして、大
野・櫻の二城を築かしめ、その二年
後に倭の高安城、讚吉の屋島城、対

馬の金田城を築いた一連の記事があ
ることから、これらの諸城が旧百濟
の將軍たちによって築かれたもので
あることを説明している。（達率とい
うのは、百濟の貴族の称号で、この
人々は百濟亡國の際、日本に亡命
した知名士であった）

ここに列記された諸城のうち、旅
行の難しい高句麗の二城と、所在不
明の長門城以外は全部見た。なお韓
国の方々で多くの山城を見てきたし
が、我が国内でも史書にない山城址や、
神龍石と呼ばれる山城址をいくつか
見たが、ここでいわゆる“朝鮮式”
という冠称について、改めて問い合わせ
してみたいことがある。

古代山城址のなかで、対馬の城山
ほど見事な石垣は、管見の限り見た
ことがない。比肩できるのは大野城
の百間石垣と、忠清南道の三年山城

対馬歴史民俗資料館報

第12号
平成元年3月

編集・発行	馬館敷
崎史馬便	817
長歴對郵電	立資料町原番
	今号
	2-3687
	印刷所
	6-23
長昭電	市和印刷
	(0958) 21-1234

だけだと思うが、城山が全体に石垣
を回らし、総延長三キロもあるのに
対して、百間石垣はその名通り約
一八〇メートル程で、三年山城も見
事なのは山頂の主要部だけである。
城山の石垣の高さは大概七メート
ルあるが、落石や埋もれた分を考え
ると約八メートルと推定され、大野
城の現存状況は平均四メートルなが
ら、古い残存部から推して約八メー
トルという推定は、同じ尺度で設計
されたことを示している。工法は自
然石の野面積だが、理に合った上手
な築き方がされている。

これに対して韓国の古い山城は、
無造作に石を積み上げたというだけ
で、およそ工法に則して築いたと言
えるものではない。慶州の明活山城
を初めて見たとき、これは石垣が崩
れた跡だろうと思ったのが、どこを
見ても同じなので、これが朝鮮式山
城の本物かと不思議な気がした。
勿論韓国にもりつけ山城はいく
らもある。首都ソウルの北にそびえ
る北漢山、南に連なる南漢山には壮
大な規模の山城があり、切石を布築
に積んだ高い城壁が蜿蜒と続いてい
るが、これは後世（李朝時代）建造
された城である。朝鮮では古来戦乱
のたびに山に籠ることが多く、そ

都度古い城を修築したもので、対馬の城山のように古い遺構が残つてゐる所は珍しいのである。

朝鮮古代史を専攻する井上秀雄氏も、「石垣の築き方は日本（対馬）の方が上手ですね」と仰有るが、その井上さんは朝鮮の山城を、戦争の時逃げ込む城と、戦闘に備える城とに大別される。「逃げ城」というのは敵が攻めて来る時、人と物とを収容して避難する所で、無造作に石を積み上げた山城はこれに当る。

韓国では、王城の地は必ず周辺の山に逃げ城があり、地方でも郡単位でその主邑に逃げ城がある。これに對して漢山城や三年山城は戦争に備えた防壁で、堅固な要塞ということになるようだ。

そこで対馬の金田城を前衛とし、

大野城・基肄城を以て大宰府を固める備えは、外敵の侵攻を仮想した戦争用の城に外ならず、神籠石と呼ばれる簡素な施設は、逃げ城ということになるようだ。

ここで「朝鮮式」という名称の是非を自問したのは、石垣の工法からいえばこれは日本式と呼ぶのが至当であつて、なにも朝鮮式と称すべき理由はない、と思うことが一つ。

承応二年（一六五三）七月二十四日の払暁、朝鮮濟州島南部の海岸で、折からの暴風雨によつて難破した一隻のオランダの貿易船があつた。この船は、台湾経由で長崎に向かう途中に遭難したものである。

それから一三年後の寛文六年（一六六六）の八月に、九死に一生を得た生存者のなかの八人が、全羅道の抑留地を脱走し、小船を操つて、幸運にも上五島の地に漂着して保護される出来事があった。彼等は、やがて、故國に帰ることを許される。

右の一行の代表者ヘンドリック・ハメルは、後にオランダ領インド総督に対して、右に係る報告書を提出する。よく知られているように、「朝鮮幽囚記」と名付かれているのがこの一書である。

ところで、五島藩から長崎奉行所に護送された一行は、奉行の尋間に答えるなかで、朝鮮にはまだ八人の朝鮮には、まだ仲間の八人が抑留されていること等が述べられていた。なお、この日には、同時に長崎奉行松平甚三郎から藩主宛に書状が届いたとあるが、内容は明らかではない。

対馬の矢立山古墳はおそらく六世紀末とみられるが、その石室の内側は見事な石垣積で、これは金田城築城より半世紀以上古いからである。

しかし山稜を取り囲んで城壁を回らし、抱き込んだ谷に城戸と水門を設けた構図はこの時以外にないことで、これは百濟人によって指図されたに違ひなく、その意味でなら百濟式と呼べばよい。それを朝鮮式といふのは、これが朝鮮半島全土にあり長く続いたからであろうが、しかし抱谷式山城や閑門は中国にもあるこ

と外して古代山城と呼びたいのだが、朝鮮式山城は考古学用語として定着している熟語なので、それを説明する必要があるときは、いわゆる「朝鮮式山城」

と呼びたいと思うが、いかがなものであるうか。

対馬に届く経緯や、残る人達の引取方をめぐる対馬側の対応の概略について、明らかにして置きたい。

寛文六年八月二九日の藩庁日記によれば、この日長崎駐在の長崎役から本藩に一通の書状が届けられた。

要約すると(1)一三年前に朝鮮のせいじう嶋（濟州島）で難破したオランダ船の乗組六六人のうち、三〇人はその時に死亡、生存者三六人は同島に漂着、捕えられて各所に連行されたと、(2)母国への送還を申し立てたが「承引されなかつた」こと、(3)その後二〇人が病死し、生存者は一一人になつたこと、(4)そのうちの八人が小船を盗んで脱走し、上五島の西海岸なまの浦に漂着し、今月一六日に長崎奉行所に引き渡されたこと、(5)

多方右と同じような内容を述べたものであろう。

この年一〇月二日には、長崎奉行から再度の来状があるが、日記によれば「右の様子朝鮮へ被申越、具（ニ）被聞届被仰上候様ニ」という

老中四人からの奉書と、蘭人の口書（長崎奉行が江戸に送つたもの）と

が、江戸から長崎奉行経由で藩主宛に届けられたとある。のことにつ

いて『和交文書』には、「東武命シテ、彼輩人稍モスレハ耶蘇之者アリ、使ヲ遣シテ彼輩ノ情偽ヲ問フヘシト」と述べているが、これが老中から奉書の趣意であろう。なお、これについて、『天龍院公実録』には、「東武命」我、通書朝鮮、問ニ其在、彼時蹟跡如何」と、略ば同内容の記述がみられる。

藩では、「從御公儀御奉書被遣候付、朝鮮國へ右之意趣被仰遣候ニ付、使者吉川二郎兵衛ニ被仰付」（日記一〇月九日）として、使者の持渡る書簡の準備が進められるが、都合により使者の役目は吉川に代つて田嶋左近右衛門に命ぜられる。年が改つて翌寛文七年（一六六七）正月二〇日の日記に、田嶋に対して「日和次第出船可申付候」とあるので、彼はこの頃渡海したものであろう。

なお、この年正月一八日の日記に、「候様ニ与之御事也」とその内容についてもふれている。三月二日には久

対して、右の蘭人一件について尋ねたところ、「左様之者有之儀終（ニ）不承候由」とあり、又右の情報を書き送つたと思われる釜山の判事宛の急ぎの書状を、訳官が田嶋の便に託したことが書き残されている。

田嶋は、この年六月八日に返翰を持って帰国した。これによって、前記の蘭人抑留の経緯や、耶蘇宗門とは無関係である事が確認できた訳である。また、この日の日記には、「出宴席之刻、接慰官東菜口上ニ被申候ハ、如何様ニ成共、御差団次第ニ可仕由申候」と記しているので、朝鮮側では残留蘭人の処置についても、このように言及したのである。

残留蘭人引取の指示の日時は明らかでないが、江戸から帰任した長崎奉行の許へ遣わされた藩の使者が、一〇月一五日に帰国した記事がある

朝、長崎への使者深見四郎兵衛に伴われて一行は島を離れた。同行の護

送人は一五名（土五、医師一、通詞一、組之者八）。深見はこの月二四日和に対して「書簡并別幅相渡ス」と

あり、同五日には、久和以下に「誓旨血判申付ル」とあるので、この直後に、切支丹奉行二名と深見によつて「改め」が行われた。理由は、朝鮮からの引渡しの人員は七名で、他の一名は彼地で死亡したということ

について再尋問が行われた訳である。

七人の蘭人は口を揃えて一名の死亡を申立て、「死骸葬候段は、朝鮮人阿蘭陀人寄合致取置候段口書仕候」と

口書を差し出した。朝鮮側返翰にも「其一人前歳作故、生存者柒（七の意）口」（実録）と述べられている。

三人の改め人は、これ以上の追及を行つてはいらない。

しかし、今日では、彼地に残留を望んだ現地妻帯者一名を除いた七名だけが、日本側に引渡されたことが知られている。一行は、長崎奉行からオランダ商館に引渡され、程なく故国への出発が許される。

送人は一五名（土五、医師一、通詞一、組之者八）。深見はこの月二四日帰国して復命する。

これより先、一行の府中到着の直後に出帆したものであろう。五月二〇日の日記に「阿蘭陀人近日参着可

仕之間、宿井馳走賄方等前以可申付旨血判申付ル」とあるので、この直後に、切支丹奉行二名と深見によつて「改め」が行われた。理由は、朝鮮からの引渡しの人員は七名で、他の一名は彼地で死亡したということについて再尋問が行われた訳である。

七人の蘭人は口を揃えて一名の死亡を申立て、「死骸葬候段は、朝鮮人阿蘭陀人寄合致取置候段口書仕候」と

口書を差し出した。朝鮮側返翰にも「其一人前歳作故、生存者柒（七の意）口」（実録）と述べられている。

三人の改め人は、これ以上の追及を行つてはいらない。

しかし、今日では、彼地に残留を望んだ現地妻帯者一名を除いた七名だけが、日本側に引渡されたことが知られている。一行は、長崎奉行からオランダ商館に引渡され、程なく故国への出発が許される。

対州馬

馬

日野義彦

昭和三十（一九五五・六四）年代
まで、巣原の町中でも、近郷の女の

人が、炭俵を小柄な対州馬に積載して売りにくるのに会つたものである。

また「此御書翰は、先年朝鮮國へ漂着候阿蘭陀人八人、今ニ朝鮮國へ罷登參判江之御書翰御調被成」とあり、在之由ニ候間、無相違此方へ送返之

対馬に落ち着いた蘭人達は手厚く遇され、一日桜原の館に召されて料理とくだされ物を受けた。

四〇日余の滞在の後、八月三日早朝、長崎への使者深見四郎兵衛に伴われて一行は島を離れた。同行の護

送に當る人達を指名している。松水軒に落ち着いた蘭人達は手厚く遇され、一日桜原の館に召されて料理とくだされ物を受けた。

四〇日余の滞在の後、八月三日早朝、長崎への使者深見四郎兵衛に伴われて一行は島を離れた。同行の護

現世紀初頭の明治三十七（一九〇四）年には、対州馬は四千四百余頭もいたが、終戦の昭和二十（一九四五）年は一千六百九十余頭もまだいた。戦後、対馬の過疎化が進み、道路が整備され、農機具の動力化等で、対州馬の運搬等の役割りが少くなり、更に良馬の島外移出も加わり、昭和四十二（一九六七）年には、到々千頭を割つて九百六十余頭になつた。昭和四十七（一九七二）年、対州馬保存会が結成され、在来の対州馬の保存と、増産に取り組まれたものの、減少は加速し、昭和六十三（一九八八）年には、僅か五十一頭という現状にたち至つた。大正（一九一二～二六）の頃までは、対州馬の売買の話がまとまると、「まつり」といって、双方の家で、世話をした博労が囲炉裏の「カノウサマ」（五徳）に、米・塩・酒を供え、家主と共に、「馬頭観音様に奉る。伯樂天に奉る。売つて千貫。買つて千貫・お家繁昌・かど宝。」と呪文を唱えたという。また所によつては、熱の薬に対州馬の糞をせんじて飲ませたと、古考は話す。

する対州馬は、何時頃から対馬にいたのであろうか。対馬の数ある考古遺跡から馬骨は未出土であり、出現は不明である。対州馬は中国の四川・雲南両省が原郷で、大陸南部の海岸地帯を経由して、繩文末期・西日本に到來したと考えられるともいう。小柄な対州馬の体高について、林田重幸氏は著書『日本の在来馬』、対州馬『日本中央競馬会発行』に、興味ある研究を発表している。要約すると次のようである。

く、神馬の瑞相に合い、大宰府を経て朝廷に献上されたとある。この馬は豆駿内院（巖原町）産という。中世の対外交渉史にも対州馬は登場する。十三世紀から十五世紀にかけ、倭寇が朝鮮沿岸等を荒しまわり米を奪い人をさらつた。高麗はその被害に国力をそがれ、一三九二（元中九）年に亡び、李氏朝鮮とかわつた。朝鮮の始祖太祖は即位後、倭寇に懷柔の方針をとりだした。大内氏の勢力が増大して、小式氏の下にある宗氏にとり、不利の兆が見えてきた時代に当る。朝鮮に接近して、交易により活路を見出そうと、応永六（一三九九）年、宗貞茂は土産と馬六匹を贈つた。貞茂は翌七（一四〇〇）年、また十四、父靈鑑も六匹贈つて、倭寇の嚴禁を約した。朝鮮は父子の誠意をよろこび、対馬島主の望む米・豆・麻布・虎豹皮等の物を贈り好意を表した。その後、朝鮮の『李朝実錄』には、島主の宗氏は度々馬を贈つたと記されている。

中世の対州馬に関して、『海東諸國紀』（朝鮮の申叔舟著 一四七一年成立）の対馬島の条に、「…島主の牧馬場は四所にして、一千余匹ばかりなり。馬は多く曲背なり。」（原漢文）とある。中世の対馬は馬の產地であ

た。四所の牧馬場は佐護の中山（上県町）、廻の池田・横浦の長崎（ともに豊玉町）、國府の有明（巖原町）といわれる。

また李朝実錄には、対馬からの贈馬とは逆に、曲背の馬の改良と増産のためと考えられる朝鮮馬の導入の条がある。一四八一（文明十三）年八月の条に、島主宗貞国が朝鮮えの書契の中に、次の記事がある。

「：敝邑驚駘甚はだ多しといえども、駿逸あることなし。さきに賜う所の駿馬、盡く九州諸大人のために索び去られ、わが馬群は久しう己に空し。伏して恩賜を望む。：毛色は純白なる者、あるいは白にして駿・尾の黒き者、あるいは赤色にして黒き者、鼻ならびに陰囊の全き者。大馬一匹。中馬一匹。これを望む。俯して許容を賜え。：」（原漢文）

その年の十月の条に、要望の馬かどうか不明であるが、「特賜馬二匹」とある。その後にも賜馬があり、その御札に馬を進上している。

対馬の貴重な文化遺産ともいえる数少ない対州馬は、現在、農家の厩舎に、美津島町の島山島の牧場・同町雞知の飼育場で、草を食みながら、仲間がふえ、いななき合える日を待ち望んでいる。